

令和7年度

委託仕様書

委託名

管渠調査業務委託(1)

委託箇所

久保川幹線(川越市南大塚地内)ほか

委託大要

委託期間 契約日 ~ 令和8年2月27日

委託内容 下水道管渠内調査一式

委託概要 久保川幹線 クボー17~26入, 29~32, 34~最終
(内訳)

目視調査 3810.62 m

TVカメラ調査 44.5 m

マンホール目視調査 20 箇所

県流域送水管 全区間

(内訳)

目視調査 1424.71 m

マンホール目視調査 10 箇所

柳瀬川幹線 ヤナー4~4入, ヤナー30~30入

(内訳)

TVカメラ調査 11.65 m

マンホール目視調査 4 箇所

距離合計 5291.48 m

マンホール目視調査 34 箇所

本 委 託 費 内 訳 書

[illegible]

A-1 代価表

[illegible]

B-1 代価表

[illegible]

B-2 代価表

[illegible]

本管潜行目視調査工 (内径800~1,500mm)
1m当り 夜間作業

B-3 代価表

[illegible]

TVカメラ調査工（内径800mm未満）
1m当り（夜間作業）

B-4 代価表

[illegible]

B-5 代価表

種 別		単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
管路調査技師						
		人				
管路調査助手						
		人				
管路調査作業員						
		人				
ライトバン運転工 56kW 1,500cc						
		日				C-1代価表
計						
1箇所当り						

報告書作成工
(目視調査工) 1m当り

B-7 代価表

[illegible]

B-8 代価表

[illegible]

報告書作成工 (マンホール目視調査)
1箇所当り

B-9

代価表

[illegible]

C-1 代価表

[illegible]

特記仕様書

委 託 名	管渠調査業務委託（1）
委 託 箇 所	久保川幹線（川越市南大塚地内）ほか
委 託 期 間	契約日 ～ 令和8年2月27日

公益財団法人埼玉県下水道公社

1 適用範囲	この特記仕様書は、本委託に適用し、公益財団法人埼玉県下水道公社業務委託標準仕様書を補足する、必要な事項を定める。
2 概 要	本委託は、久保川幹線、県流域送水管及び柳瀬川幹線の管渠内調査及びマンホール（人孔）調査を行う。
3 調査区間	調査区間は別紙 1－1～1－3 のとおり。
4 業務内容	本委託は、埼玉県下水道局で定めている「管路施設の維持管理要領（令和 6 年 3 月 2 2 日改定）」に従い、次の作業を実施する。判定基準は別紙 2 のとおりとし、報告は別紙 3 により行う。 （１）マンホール（人孔）調査 （２）管渠調査 本調査は、TVカメラ調査及び潜行目視調査とする。TVカメラ調査の写真撮影は10m毎とし、それぞれ直視 1 枚、側視 2 枚を撮影する。また、目視調査の写真撮影は20m毎とし、それぞれ直視 1 枚、側視 2 枚を撮影する。ただし、異常箇所については随時撮影する。 （３）報告書作成 報告書作成については、別紙 3 のとおり作成する。 調査結果の報告については、紙による報告に併せて電子データでも行う。なお、電子データについては、委託者より提供する電子ファイル（別紙 3、写真帳）に入力し提出する。 また、その他報告書類についても電子データを作成し、上記電子ファイルと併せてCD-Rに記録し3部提出する。 （４）目視調査を実施する際は、管内の状況が明確に把握できるよう、対象全区間において全方向カメラ等により動画を撮影し記録をとる。 （５）本調査にあたっては、各スパン毎にその開始部および終了部の管径測定を行う。ただし、A・Bランクの異常箇所については随時測定する。測定結果は随時撮影し、写真帳に記載する。 （６）異常箇所については、その異常項目の判定の根拠となる寸法の測定や状態の確認結果等を随時撮影し、写真帳に記載する。 （７）別紙 2 の判定基準について判定方法等の齟齬がないように受託者と委託者で調査前に別途打合せのうえ協議する。
5 提出書類	受託者は、約款及び標準仕様書に基づく書類のほか、次のものを提出する。 （１）道路使用許可証の写し （２）有害ガス濃度測定記録 （３）酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者届（技能講習修了書写し添付）

- (4) 管渠・人孔調査の結果については、電子データ及び製本版3部
- (5) 異常箇所の報告写真として、判定基準Bランク以上の箇所を抜粋した別冊写真帳を作成し、2部提出する。
- (6) その他、監督員の指示のあったもの。

6 第三者等に及ぼした損害 受託者は委託業務の履行に伴い第三者等に損害を与えないための注意義務を怠ってはならない。また、受託者の責に帰すべき理由により生じた損害は、受託者がその損害を賠償する。

7 安全管理及び注意事項 作業上の注意事項については、次のとおりとする。

- (1) 管渠内及びマンホール（人孔）内の調査にあたっては、酸欠・有害ガス及び流入水量等に十分注意をはらい、事故防止のため万全の準備をしておかなければならない。
- (2) 作業員が管内で作業をする前及び作業中は、必ず管渠内に空気を送風する。
- (3) 酸素欠乏症等防止規則等関係法令を遵守する。
- (4) 管渠内を出入りするときには、転落に十分注意する。
- (5) 不等沈下している箇所もあるので、流されないよう十分注意し、流れ防止対策を行った後、調査等実施する。
- (6) 道路上で作業するときは、道路使用許可を受け許可基準に従い、十分注意し安全に作業を行う。
- (7) 夜間作業となるため、必要以外の物音を立てないようにし、住民の安眠を妨げない。
- (8) 安全装置・安全施設等は、十分に用意しておく。
 - ア 有害ガス濃度計
 - イ 空気呼吸器
 - ウ 安全帯・ロープ
 - エ 標示板・バリケード・すずらん灯・回転灯
 - オ その他
- (9) 調査区間内周辺の住民に作業内容を明記した看板を立て、協力を要請する。
- (10) 作業日毎に作業実施有無を監督員と協議した上で作業を実施する。
- (11) 現場作業においては、各現場単位で緊急連絡がとれる体制で実施する。
- (12) 流域管内に大雨・洪水に係わる注意報または警報が発表されている場合は作業を行わない。また、作業中に発表された場合にも速やかに作業を中止する。
- (13) 万一事故等が発生した場合、直ちに関係各公署等に連絡対応できるような緊急連絡体制を整備しておく。

	(14) 作業中に異常があった場合は、直ちに作業を中断し監督員に連絡する。 (15) 有毒ガスの飛散その他事故が発生した場合は、直ちに監督員に連絡するとともに必要な応急処置を行う。 (16) 管渠内部等に異常があった場合は、速やかに監督員に報告する。Aランクの異常箇所については、写真・図面等を用意し、翌朝までに報告する。 (17) 酸素欠乏危険作業場所及び類似の危険作業においては、法令で定められた作業主任者講習や特別教育終了者以外の者が業務に就かないこと。また、作業主任者を選任する。
8 作業関連 疾病の予 防対策	日本下水道管路管理業協会により、「下水道管路管理に関する安全衛生管理マニュアル」に基づき対策を実施する。 なお本委託においては、車両の荷台に簡易トイレを設置し、現場作業中はこれを使用する。
9 関係法令 の遵守	受託者は本業務の実施にあたり、労働安全衛生法・道路交通法等関係法規を遵守しなければならない。 調査箇所が別紙4の指定路線に該当する場合、1級又は2級検定合格証明書の交付を受けた警備員を配置する。 なお、指定路線以外でも、警察協議等で指示があった場合には、指示に従う。
10 環境配慮 への取組	環境負荷の低減や汚染・事故の防止、環境管理体制の確立を図るとともに、地域・住民への信頼性の向上を図ることを目的とし公益財団法人埼玉県下水道公社が行う環境に配慮した活動に積極的に参加する。
11 下水道施 設台帳シ ステム登 録情報の 整備につ いて	本委託で点検等をした管路施設の保全履歴について、公社が指定する様式に保全名称等の情報を整理し、電子データ(Excel形式)を提出する。また、報告書の考察(劣化状況等)をPDF形式にて提出する。
12 その他	この特記仕様書に定めのない事項については、必要に応じて受託者、委託者協議して定める。

・久保川幹線 クボ-17~26入, 29~32, 34~最終

[illegible]

調査箇所距離算出調書

・県流域送水管 全区間

別紙1-2

No.	幹線名	人孔番号 起点	人孔番号 終点	管径 (mm)	区間距離 (m)	距離累計 (m)	人孔数 (箇所)	スパン数 (本)	備考
1	流域送水	混合分水人孔	流送-1	φ800	14.20	14.20	0	1	混合分水人孔は含まない
2	流域送水	流送-1	流送-2	φ800	138.00	152.20	1	1	
3	流域送水	流送-2	流送-3	φ800	225.00	377.20	1	1	
4	流域送水	流送-3	流送-4	φ800	211.30	588.50	1	1	
5	流域送水	流送-4	流送-5	φ800	104.00	692.50	1	1	
6	流域送水	流送-5	流送-6	φ800	140.50	833.00	1	1	
7	流域送水	流送-6	流送-7	φ800	110.50	943.50	1	1	
8	流域送水	流送-7	流送-8	φ800	185.50	1,129.00	1	1	
9	流域送水	流送-8	流送-9	φ800	104.17	1,233.17	1	1	
10	流域送水	流送-9	流送-10(11)	φ800	178.47	1,411.64	2	1	
(小 計)						1,411.64	10	10	
11	流域送水	流送-10(11)	シ-49入	φ1,500	13.07	13.07	0	1	シ-49入は含まない
(小 計)						13.07	0	1	
(合 計)						1,424.71	10	11	
県流域送水管									
	(内訳)	φ800以上	φ1,500未満			1,411.64			潜行目視調査(昼間)
			φ1,500以上			13.07			潜行目視調査(昼間)
							10		マンホール調査(昼間)
			合計			1,424.71	10		

調査箇所距離算出調書

・柳瀬川幹線ヤナー4～4入, 30～30入

別紙1-3

No.	幹線名	人孔番号 起点	人孔番号 終点	管径 (mm)	区間距離 (m)	距離累計 (m)	人孔数 (箇所)	スパン数 (本)	備考
1	柳瀬川	ヤナー4	ヤナー4入	φ600	5.70	5.70	2	1	指定路線(国道254, 463)
2	柳瀬川	ヤナー30	ヤナー30入	φ400	5.95	11.65	2	1	指定路線(国道254, 463)
(合計)						11.65	4	2	
柳瀬川幹線ヤナー4～4入, 30～30入									
	(内訳)	φ800未満				11.65			TVカメラ調査(夜間)
							4		マンホール調査(夜間)
		合計				11.65	4		

本 管 調 査 判 定 基 準

別紙2-1

項目 \ ランク		A	B	C
1) 管 の 腐 食		鉄筋露出状態	骨材露出状態	表面が荒れた状態
2) 上下方向 のたるみ	管きょ内径 700mm未満	内径以上	内径の1/2以上	内径の1/2未満
	管きょ内径 700mm以上 1650mm未満	内径の1/2以上	内径の1/4以上	内径の1/4未満
	管きょ内径 1650mm以上 3000mm未満	内径の1/4以上	内径の1/8以上	内径の1/8未満
	3000mm以上の管きょについては、管きょ内径1650mm以上3000mm以下に準ずる			
3) 管の破損	鉄 筋 コンクリート管等	欠 落 軸方向のクラックで 幅5mm以上	軸方向のクラックで 幅2mm以上 幅5mm未満	軸方向のクラックで 幅2mm未満
	陶 管	欠 落 軸方向のクラックが 管長の1/2以上	軸方向のクラックが 管長の1/2未満	—
4) 管の クラック	鉄 筋 コンクリート管等	円周方向のクラックで 幅5mm以上	円周方向のクラックで 幅2mm以上幅5mm未満	円周方向のクラックで 幅2mm未満
	陶 管	円周方向のクラックで その長さが円周の2/3以上	円周方向のクラックで その長さが円周の2/3未満	—
5) 管の継手ズレ		脱 却	鉄筋コンクリート管等：70mm以上 陶 管：50mm以上	鉄筋コンクリート管等：70mm未満 陶 管：50mm未満
6) 浸 入 水		噴き出ている	流れている	にじんでいる
7) 取付管の突出し 注		本管内径の1/2以上	本管内径の1/10以上	本管内径の1/10未満
8) 油 脂 の 付 着 注		内径の1/2以上閉塞	内径の1/2未満閉塞	—
9) 樹 木 根 侵 入 注		内径の1/2以上閉塞	内径の1/2未満閉塞	—
10) モルタル付着 注		内径の3割以上	内径の1割以上	内径の1割未満

注1 段差は、mm単位で測定する。また、その他異常(木片、他の埋設物等で上記にないもの)も調査する。

注2 7)取付管の突出し、8)油脂の付着、9)樹木根侵入、10)モルタル付着については、基本的に清掃等で除去できる項目とし、除去できない場合の調査判定基準とする。

出典 日本下水道協会発行「下水道管路施設の点検・調査マニュアル」

人孔調査判定基準

別紙2-2

部 位		調査項目	判定基準			備考
			Aランク	Bランク	Cランク	
人 孔	調整部 ※天端・調整 コンクリート	調整部状況	調整モルタル及びリングが破損・欠落	調整モルタル及びリングのずれ・クラック	調整モルタル及びリングのずれ	
	内壁等 ※内壁・スラブ ・管口・副管	腐食	鉄筋露出	骨材露出	表面の荒れ	
		破損	欠落・陥没	全体に亀裂	軽微な破損	
		クラック	全体がクラック (人孔全周・幅5mm以上)	部分的にクラック (人孔半周・幅2～5mm以上)	軽微なクラック (幅2mm未満)	
		隙間・ズレ	全体が脱却	一部が脱却	わずかの隙間・ズレ	
		浸入水	噴き出ている状態	流れている状態	にじんでいる状態	
		木根侵入	内径の50%以上	内径の10～50%以上	内径の10%未満	
		タルミ	内径の3/4以上	内径の1/2～3/4	内径の1/2未満	
	足掛金物	腐食・劣化状況	欠落している	鉄筋が細くなっている	錆の発生	
	インバート	インバート状況	インバートがない	部分的な欠損	—	
	全体	臭気	常に発生	使用ピーク中に発生	季節的に発生	
流下状況		油脂・モルタル・土砂等の堆積状況	管径の1/3以上の付着	管径の1/3～1/10の付着	管径の1/10未満の付着	

備考

〇〇調査記録表 (管渠)

様式 2

上流人孔番号	人孔深さ(m)	管頂深(m)	路線番号	工法	管渠(mm)	路線延長(m)	下流人孔番号	人孔深さ(m)	管頂深(m)	写真帳目次
距離(m)	異常内容	4 分割	判定ラック	備考	写真帳目次(P)	距離(m)	異常内容	4 分割	判定ラック	備考
										
										
										
										
										
										

人孔占有位置	(1)国道、都道、県道その他 (2)歩道、私道、緑樹帯 (3)宅地内 (4)上記以外 該当番号 番
記事欄	
道路交通概況	
昼間	
夜間	
生活環境概況	
住宅地	
工場	
畑地	
山林	
過去の補修状況	

[illegible]

目視調査記録表（人孔）

人孔番号	人孔蓋種別	人孔深(m)	上流管管頂深(m)	下流管管頂深(m)	足掛金物	目地	上流管径(φ)	下流管径(φ)	合流管径(φ)

項目	内容	判定 ナカ	写真帳		備考	人孔断面図	人孔平面図
			目次				
調整部							
内壁							
スラブ							
管口・副管							
足掛金物							
インバート							
全体							
流下状況							

人孔占有位置	生活環境状況
車道・歩道・宅地内・その他	住宅地・工場・畑地・その他

考察

写真

写真

写真

指定路線一覧表

No.	号線	路線名	No.	号線	路線名
1	-	一般国道4号	37	52号	県道越谷流山線
2	-	一般国道16号	38	54号	県道松戸草加線
3	-	一般国道17号	39	56号	県道さいたまふじみ野所沢線
4	-	一般国道122号	40	62号	県道深谷寄居線
5	-	一般国道125号	41	65号	県道さいたま幸手線
6	-	一般国道140号	42	66号	県道行田東松山線
7	-	一般国道254号	43	67号	県道葛飾吉川松伏線
8	-	一般国道298号	44	68号	県道練馬川口線
9	-	一般国道299号	45	78号	県道春日部菖蒲線
10	-	一般国道354号	46	80号	県道野田岩槻線
11	-	一般国道407号	47	102号	県道平方東京線
12	-	一般国道462号	48	109号	県道新座和光線
13	-	一般国道463号	49	111号	県道蕨桜町線
14	1号	県道さいたま川口線	50	113号	県道川越新座線
15	2号	県道さいたま春日部線	51	114号	県道川越越生線
16	3号	県道さいたま栗橋線	52	115号	県道越谷八潮線
17	5号	県道さいたま菖蒲線	53	116号	県道八潮三郷線
18	6号	県道川越所沢線	54	126号	県道所沢堀兼狭山線
19	10号	県道春日部松伏線	55	146号	県道六万部久喜停車場線
20	11号	県道熊谷小川秩父線	56	153号	県道幸手久喜線
21	12号	県道川越栗橋線	57	164号	県道鴻巣桶川さいたま線
22	15号	県道川越日高線	58	173号	県道ときがわ熊谷線
23	27号	県道東松山鴻巣線	59	179号	県道所沢青梅線
24	29号	県道草加流山線	60	195号	県道富岡入間線
25	30号	県道飯能寄居線	61	213号	県道曲本さいたま線
26	34号	県道さいたま草加線	62	214号	県道新方須賀さいたま線
27	35号	県道川口上尾線	63	239号	県道足立川口線
28	36号	県道保谷志木線	64	257号	県道青山熊谷線
29	38号	県道加須鴻巣線	65	261号	県道笠幡狭山線
30	39号	県道川越坂戸毛呂山線	66	266号	県道ふじみ野朝霞線
31	40号	県道さいたま東村山線	67	311号	県道蓮田鴻巣線
32	46号	県道加須北川辺線	68	323号	県道上尾環状線
33	47号	県道深谷東松山線	69	324号	県道蒲生岩槻線
34	49号	県道足立越谷線	70	326号	県道川藤野田線
35	50号	県道所沢狭山線	71	334号	県道三芳富士見線
36	51号	県道川越上尾線	72	376号	県道上笹塚谷口線

図面一覧表

図 番	図 面 名
1	荒川右岸流域管渠案内図
2	久保川幹線 管渠案内図(1)
3	久保川幹線 管渠案内図(2)
4	久保川幹線 管渠案内図(3)
5	久保川幹線 管渠案内図(4)
6	久保川幹線 管渠案内図(5)
7	久保川幹線 管渠案内図(6)
8	久保川幹線 管渠案内図(7)
9	久保川幹線 管渠案内図(8)
10	久保川幹線 管渠案内図(9)
11	久保川幹線 管渠案内図(10)
12	久保川幹線 管渠案内図(11)
13	久保川幹線 管渠案内図(12)
14	久保川幹線 管渠案内図(13)
15	久保川幹線 管渠案内図(14)
16	久保川幹線 管渠案内図(15)
17	久保川幹線 管渠案内図(16)
18	久保川幹線 管渠案内図(17)
19	県流域送水管 管渠案内図(1)
20	県流域送水管 管渠案内図(2)
21	県流域送水管 管渠案内図(3)
22	県流域送水管 管渠案内図(4)
23	県流域送水管 管渠案内図(5)
24	県流域送水管 管渠案内図(6)
25	県流域送水管 管渠案内図(7)
26	県流域送水管 管渠案内図(8)
27	県流域送水管 管渠案内図(9)
28	柳瀬川幹線 管渠案内図(1)
29	柳瀬川幹線 管渠案内図(2)
30	クボ-30人孔図
31	クボ-31人孔図
32	クボ-33(1)人孔図
33	クボ-33(2)人孔図

荒川右岸流域管渠案内図

調査箇所



吉見町
新河岸川北幹線
吉見中継ポンプ場

川島北中継ポンプ場

川島南中継ポンプ場

川越浄化プラント

県流域送水管
全区间

久保川幹線
(入間市最終端～クボ-34、
クボ-32～クボ-29、
クボ-17～クボ-26入)

富士見中継ポンプ場

新河岸川幹線 I 期管

新河岸川幹線 II 期管

柳瀬川幹線

ヤナ-30入～ヤナ-30、
ヤナ-4入～ヤナ-4

柳瀬川幹線

所沢市

不老川幹線

入間市

狭山市

川越江川幹線

ふじみ野市

砂川掘幹線

三芳町

富士見市

江川幹線

志木市

朝霞市

黒目川幹線

和光市

新座市

新河岸川水循環センター

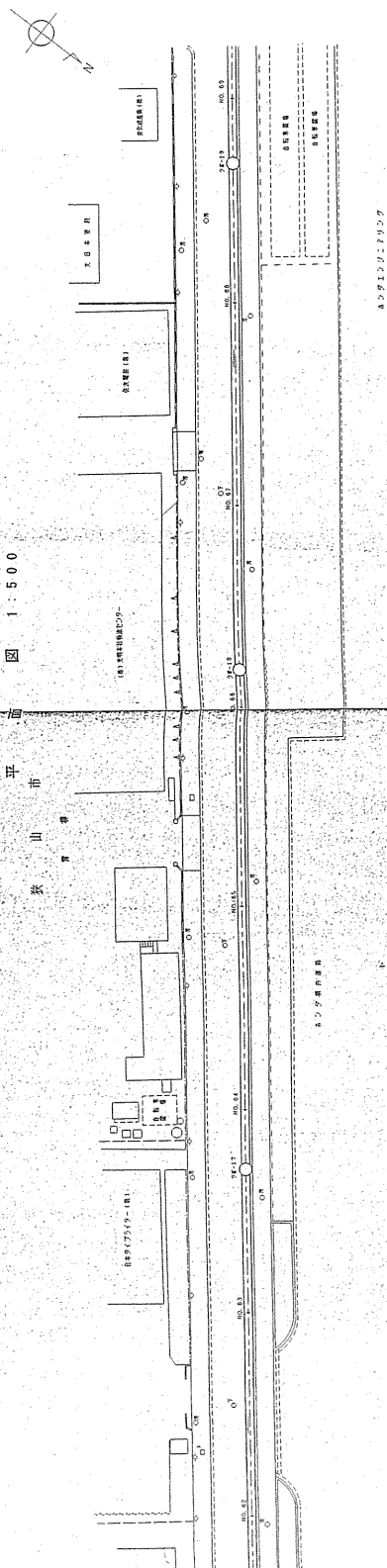
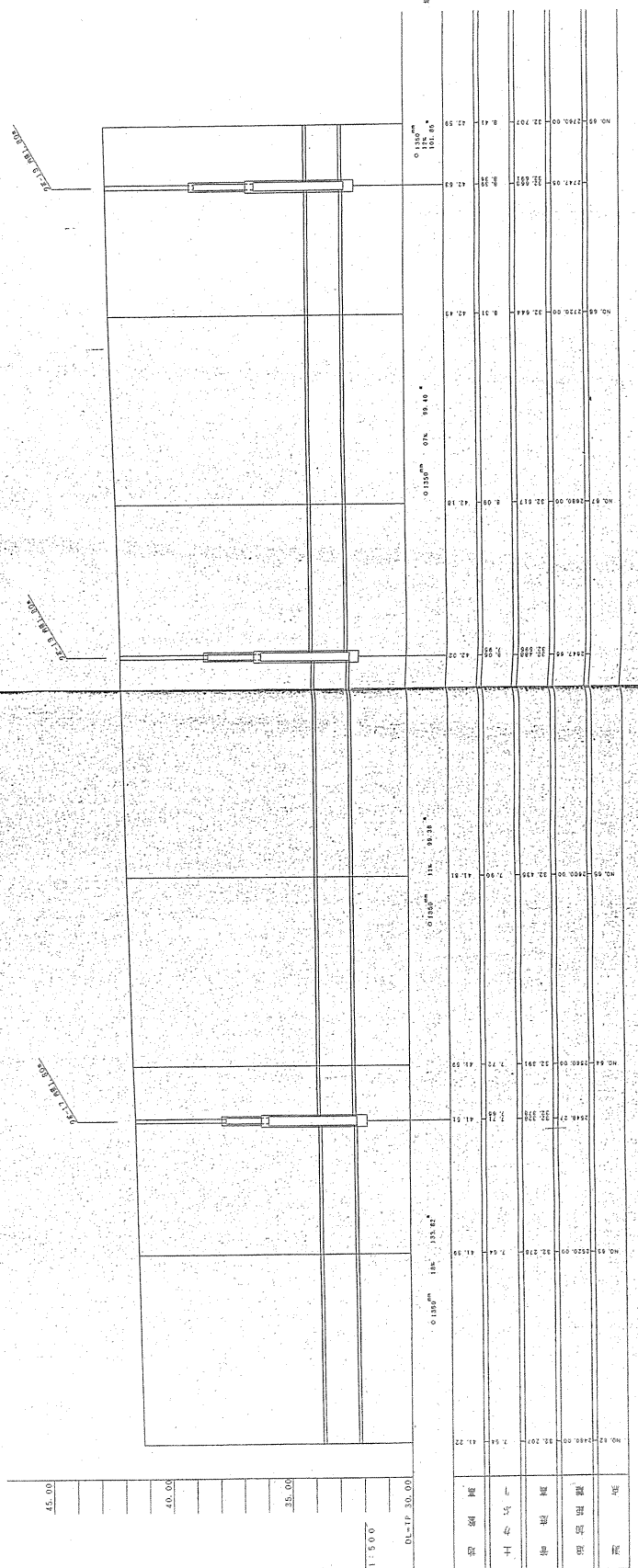
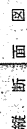
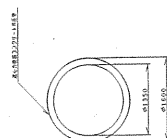
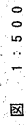


圖 恒 通 銀 貨

输尺=1:50

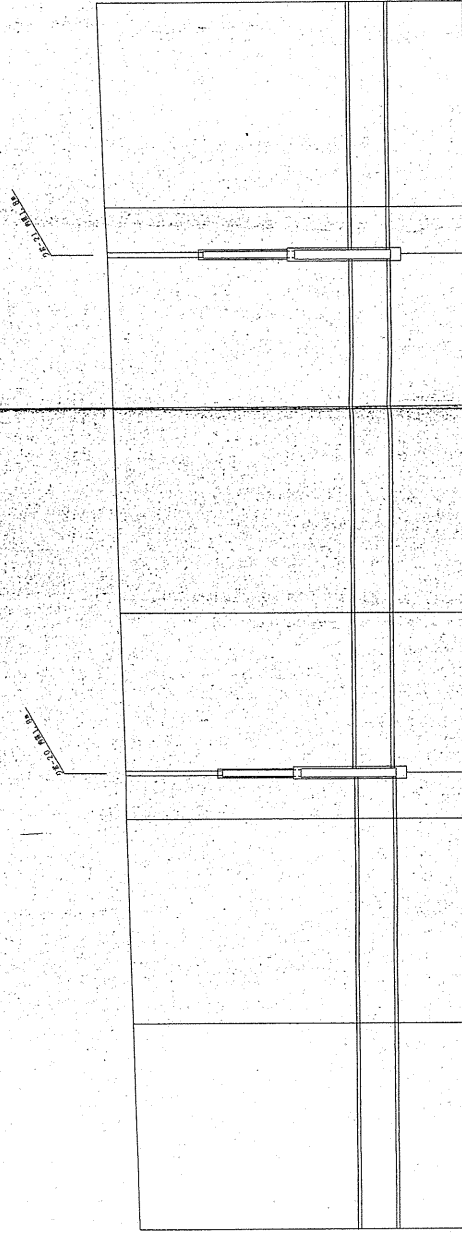
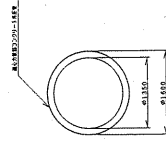


凡	行	政	区	界	雪
	処	理	分	界	
	幹	事	界		
	中	間	マ	ン	一
○					馬
◎	接	統	マ	ン	一
①	混	入	マ	ン	一
	下	水	の	流	方
					向



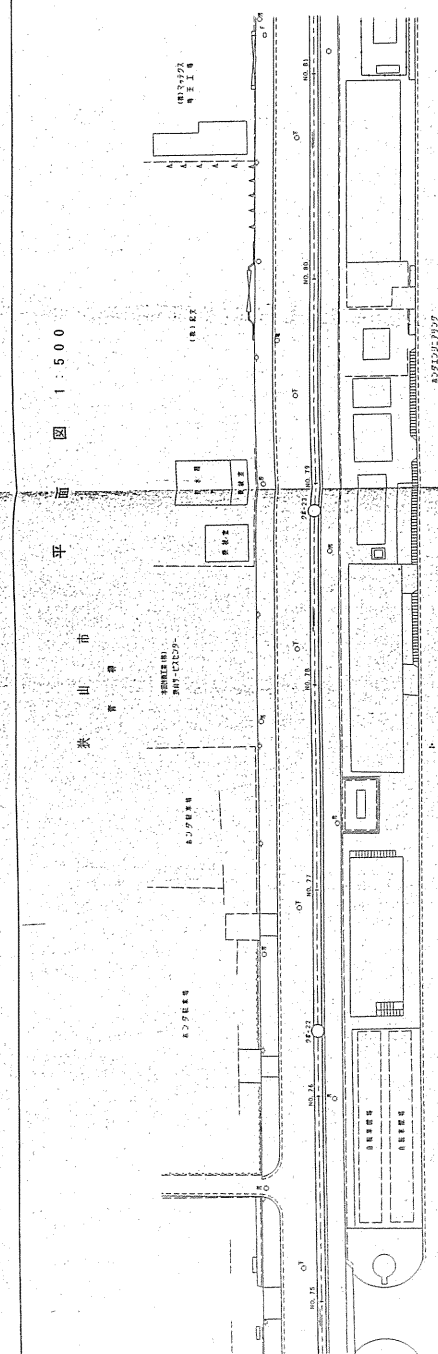
管渠断面图

縮尺=1:50



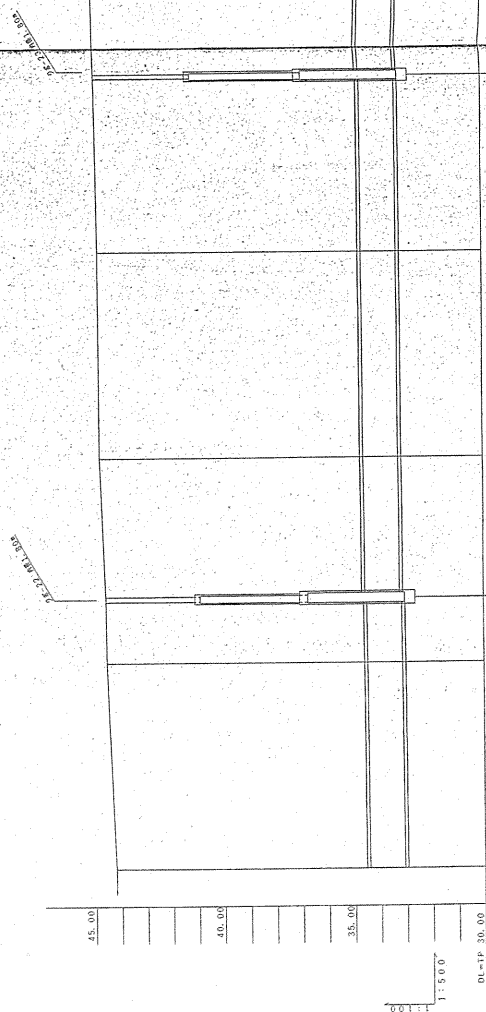
(本埠点)
邮王贵裕书号 47-22 TP=41.639 (S62.1.1)

[illegible][illegible]



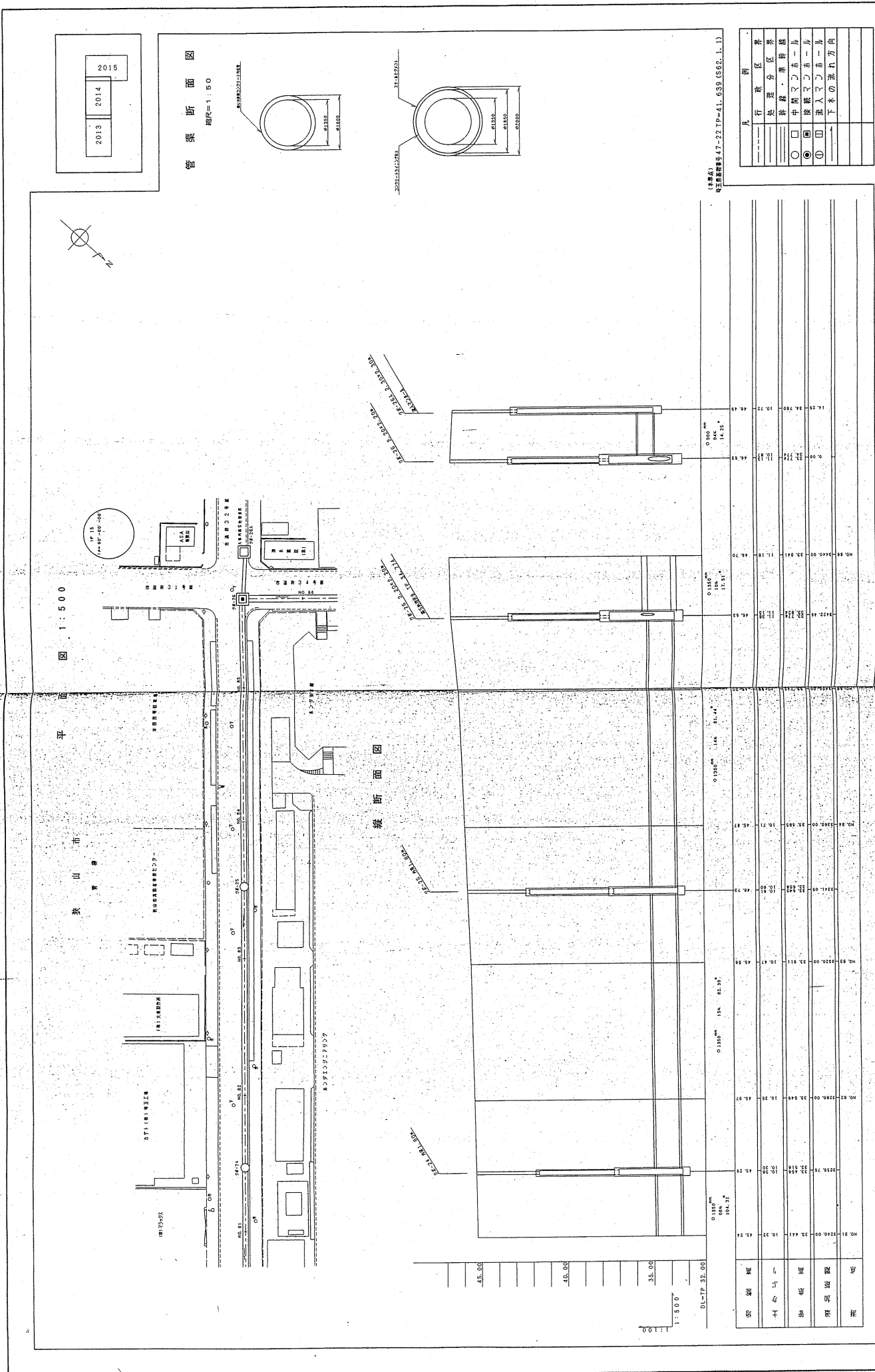
1:500

圖 面 斷 縱



(水準点)
王鼎基测深号 47-22 TP=41.639 (S62.1.1)

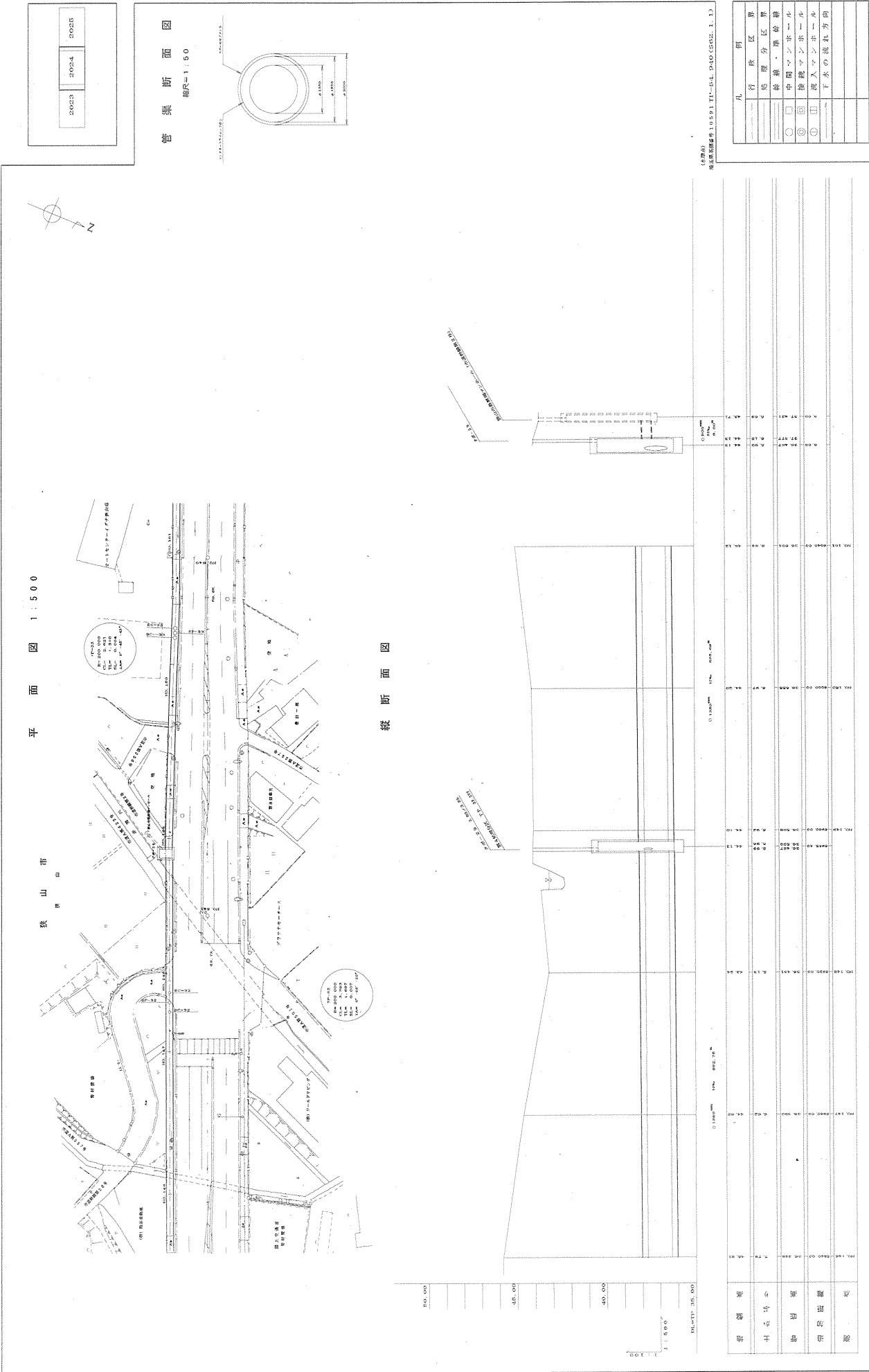
[illegible]



荒川右岸流域下水道台帳図

図面番号2024 (久保川幹線)

埼玉県



図面名 久保川幹線 管渠案内図 (5)

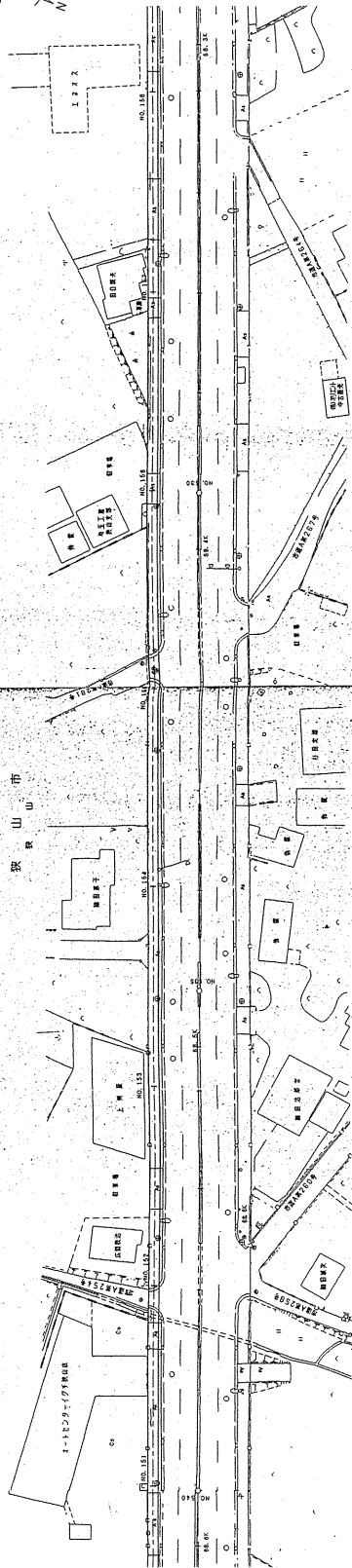
図番 6

荒川右岸流域下水道台帳図

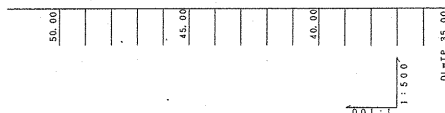
図面番号2025 (久保川幹線)

埼玉県

図 1:500

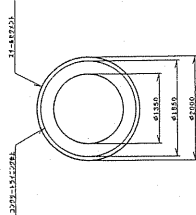


縦断面図



管渠断面図

縮尺=1:50



(注) 図面は、埼玉県下水道局、TP=54.940 (S82.1.1) により作成されたものである。

管渠	管渠番号	管渠名称	管渠径	管渠長さ	管渠材質	管渠設置年	管渠状態	管渠備考
1	1	久保川幹線	1500	1000	コンクリート	2025	良好	
2	2	久保川支線	1000	500	コンクリート	2025	良好	
3	3	久保川合流点	1500	100	コンクリート	2025	良好	
4	4	久保川合流点	1500	100	コンクリート	2025	良好	
5	5	久保川合流点	1500	100	コンクリート	2025	良好	
6	6	久保川合流点	1500	100	コンクリート	2025	良好	
7	7	久保川合流点	1500	100	コンクリート	2025	良好	
8	8	久保川合流点	1500	100	コンクリート	2025	良好	
9	9	久保川合流点	1500	100	コンクリート	2025	良好	
10	10	久保川合流点	1500	100	コンクリート	2025	良好	

図面名 久保川幹線 管渠案内図 (6)

図番 7

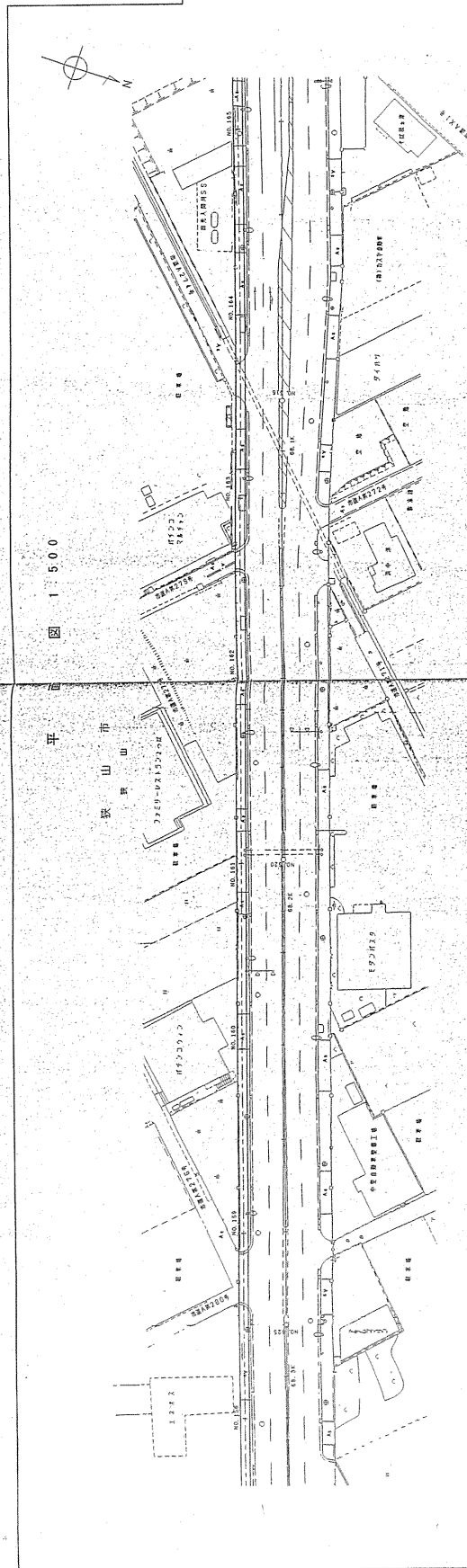
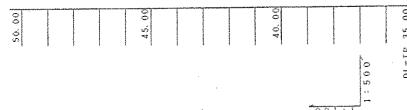


圖 面 斷 縱



(水準点)
王恩德测点 10591 TP=54.940 (S62.1.1)

凡例	行政区域界	境界
_____	处理区界	_____
_____	幹線、準幹線	_____
_____	中環マシホー	_____
_____	接続マシホー	_____
_____	流入マシホー	_____
_____	下水の流れ方向	_____

[illegible]

荒川右岸流域下水道台帳図

図面番号2027

(久保川幹線)

埼玉県

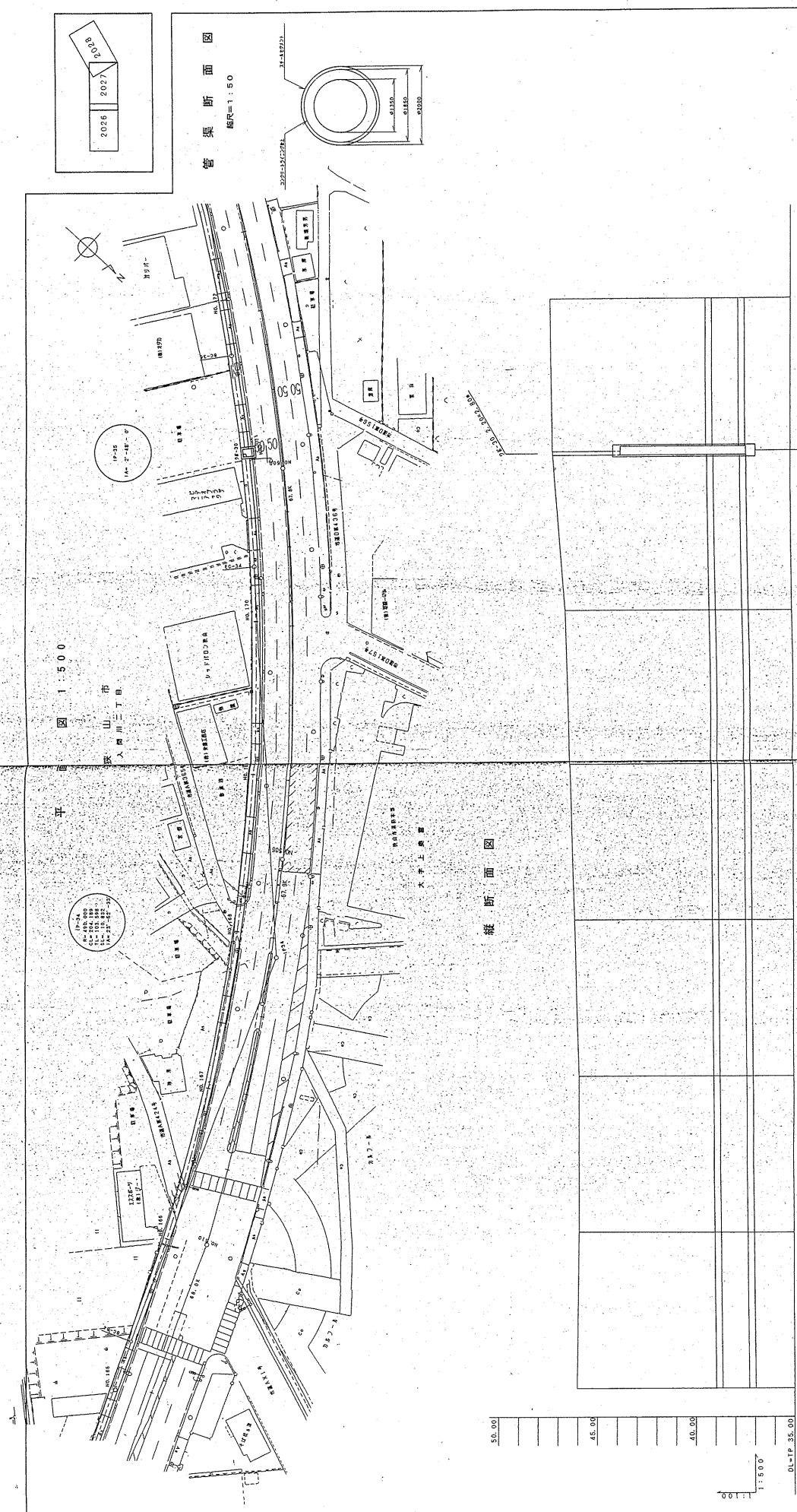
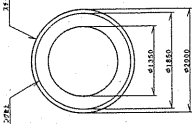
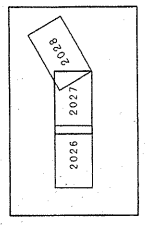


図 1:500

縦断面図

管渠断面図

縮尺=1:50



(本表記)
埼玉県建設部第10591 TP=54.940 (S62.1.1)

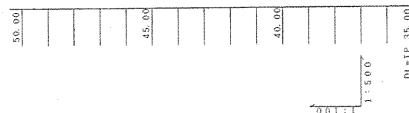
管渠区	管渠番号	管渠名称	管渠長さ	管渠径	管渠材質	管渠勾配	管渠起点	管渠終点	管渠用途
1	101	荒川右岸流域下水道	1000	1000	コンクリート	0.001	1000	1000	排水
2	102	荒川右岸流域下水道	1000	1000	コンクリート	0.001	1000	1000	排水
3	103	荒川右岸流域下水道	1000	1000	コンクリート	0.001	1000	1000	排水
4	104	荒川右岸流域下水道	1000	1000	コンクリート	0.001	1000	1000	排水
5	105	荒川右岸流域下水道	1000	1000	コンクリート	0.001	1000	1000	排水
6	106	荒川右岸流域下水道	1000	1000	コンクリート	0.001	1000	1000	排水
7	107	荒川右岸流域下水道	1000	1000	コンクリート	0.001	1000	1000	排水
8	108	荒川右岸流域下水道	1000	1000	コンクリート	0.001	1000	1000	排水
9	109	荒川右岸流域下水道	1000	1000	コンクリート	0.001	1000	1000	排水
10	110	荒川右岸流域下水道	1000	1000	コンクリート	0.001	1000	1000	排水

図面名 久保川幹線 管渠案内図 (8)

図番 9



圖 面 斷 縱



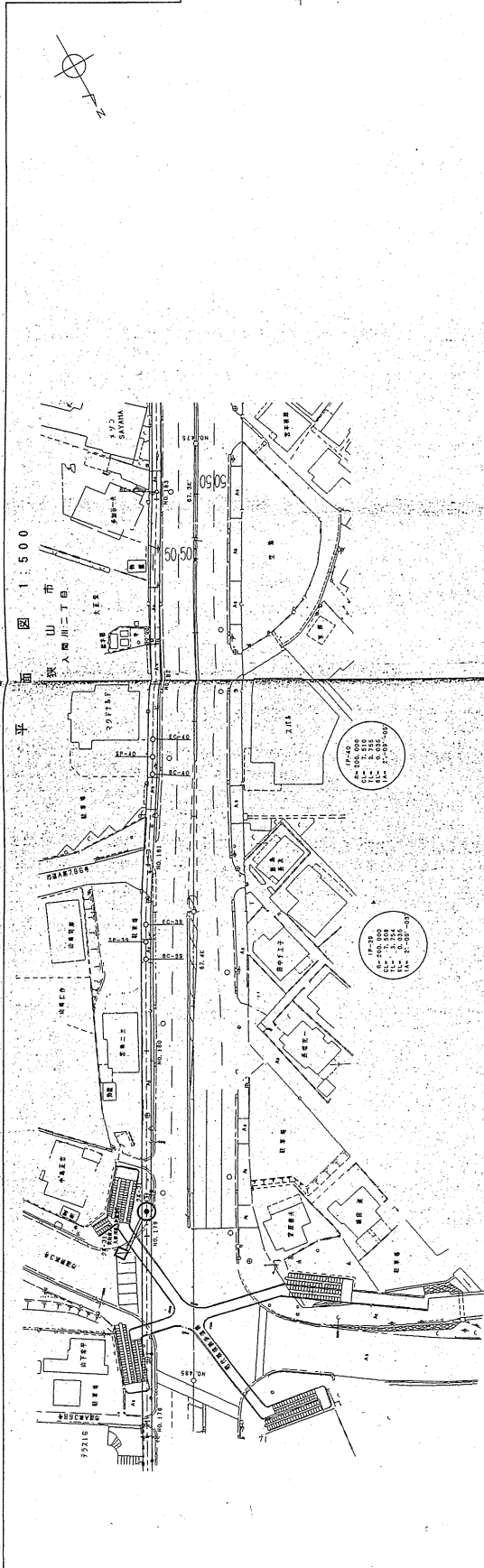
(水車点) 王黑芝得番号10591 TP=54.940 (S62.1.1)

[illegible][illegible]

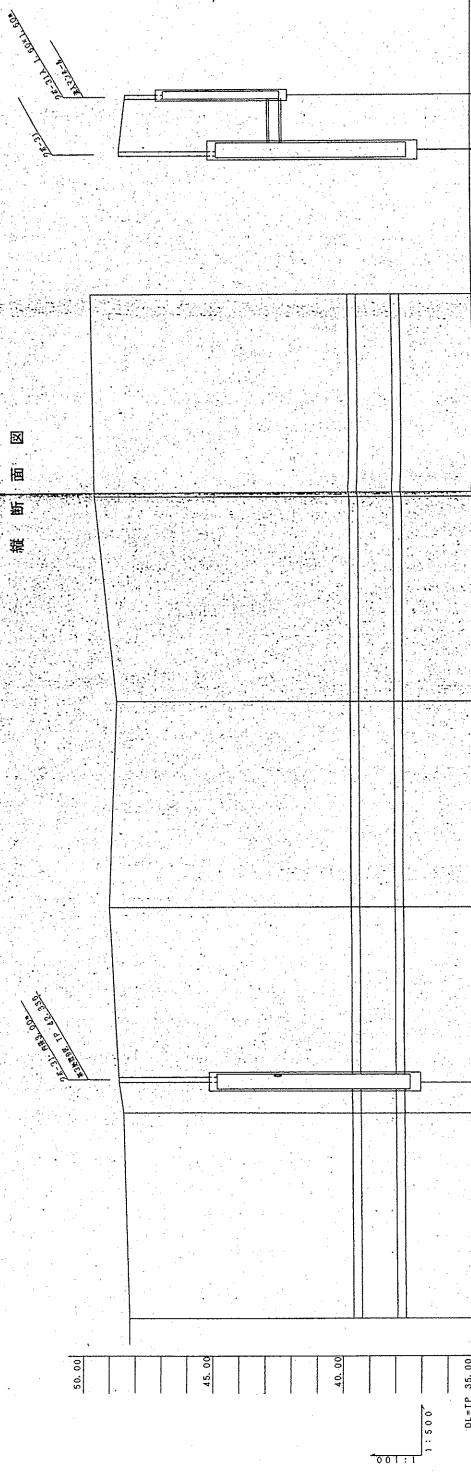
荒川右岸流域下水道台帳図

図面番号2029 (久保川幹線)

埼玉県



縦断面図



(参考) 埼玉県下水道局 10581 TP-54.940 (S62.1.1)

管径	管長	管高	管底	管頂
150mm	10.00	1.00	1.00	2.00
200mm	10.00	1.00	1.00	2.00
300mm	10.00	1.00	1.00	2.00
400mm	10.00	1.00	1.00	2.00

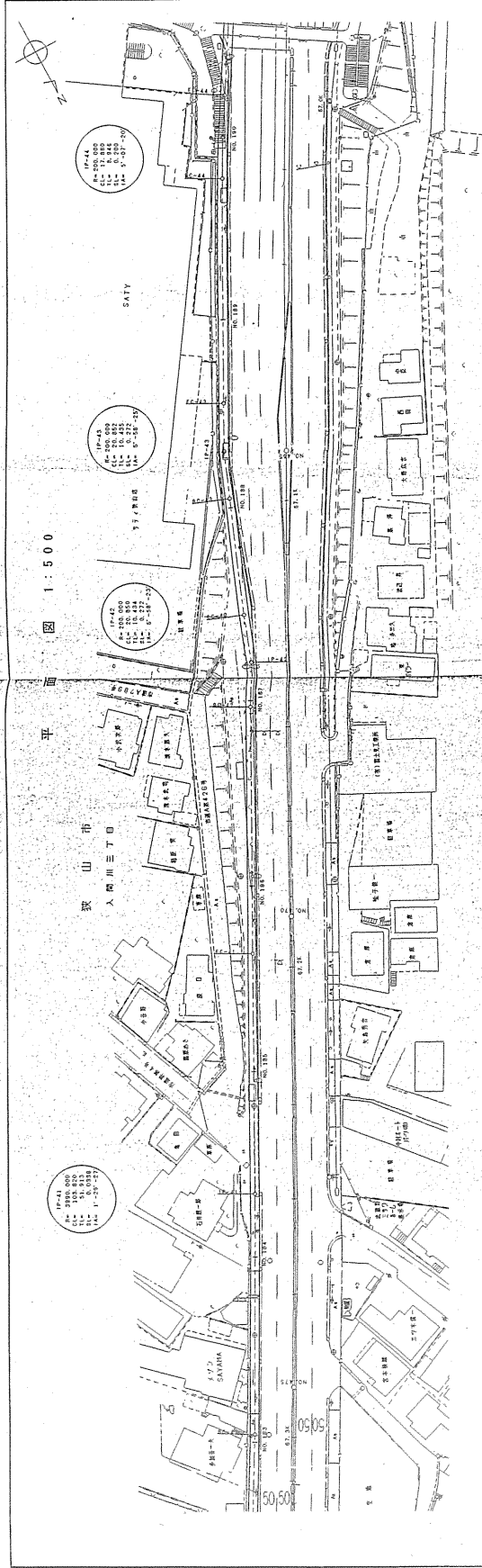
管径	管長	管高	管底	管頂
150mm	10.00	1.00	1.00	2.00
200mm	10.00	1.00	1.00	2.00
300mm	10.00	1.00	1.00	2.00
400mm	10.00	1.00	1.00	2.00

凡例	例
行政境界	---
地理分界	---
管線・管径	○
中国マニホール	●
既設マニホール	①
流入マニホール	②
下水の流れ方向	→

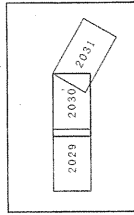
荒川右岸流域下水道台帳図

図面番号2030 (久保川幹線)

埼玉県

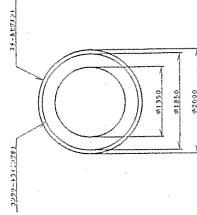


縦断面図



管渠断面図

縮尺=1:50



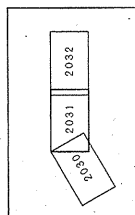
(参考図)

埼玉県建設部 10569 (P=65.231 (562.1.1))

凡例	例
行政界	行政界
境界線	境界線
中流マシ	中流マシ
排水マシ	排水マシ
下水の流れる方向	下水の流れる方向

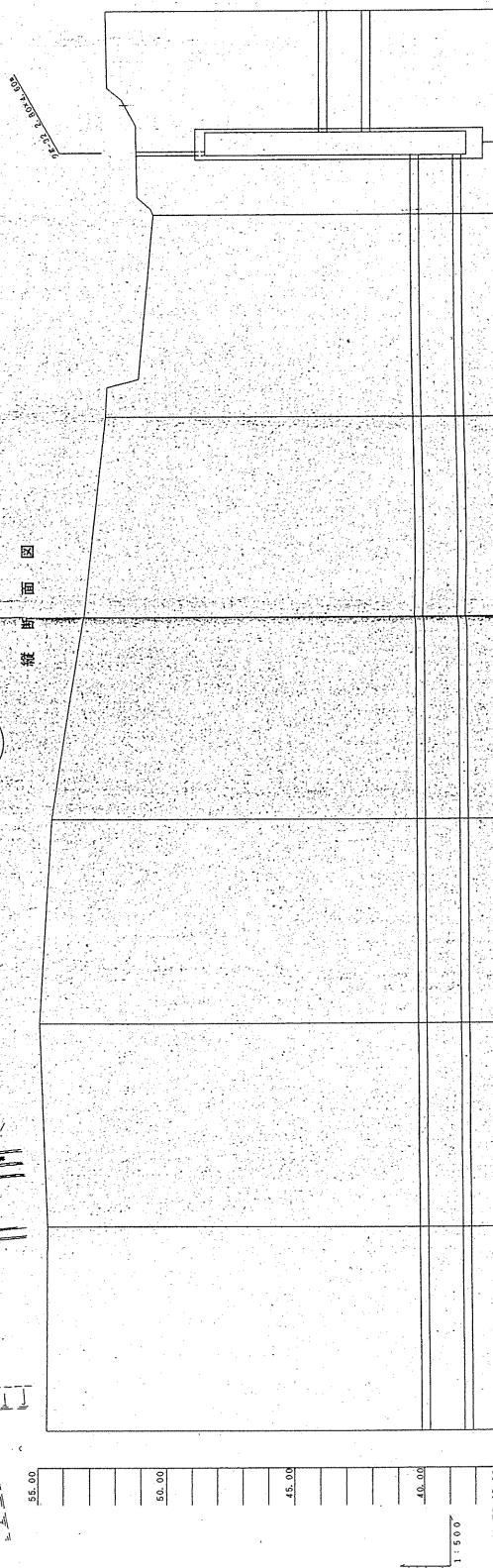
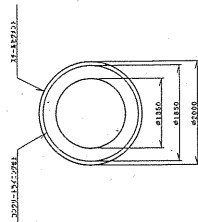
図面名 久保川幹線 管渠案内図 (11)

図番 12



圖面說明

縮尺=1:50



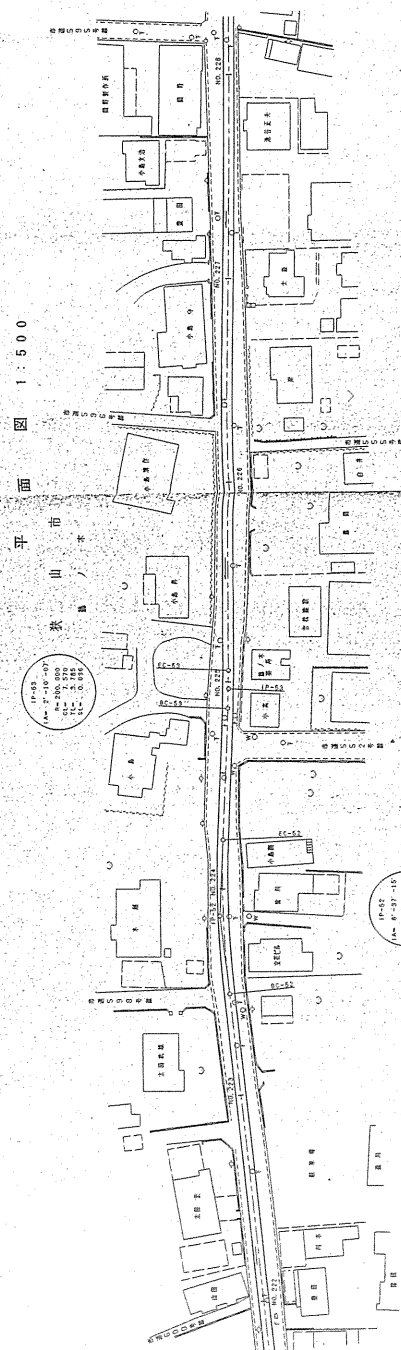
(水準点)

(本埠点)
王德志 10589 TP=65.231 (S62-1.1)

[illegible][illegible]

図面番号2036 (久保川幹線)

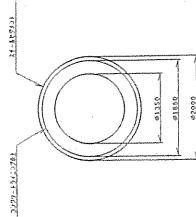
豐
玉
倚



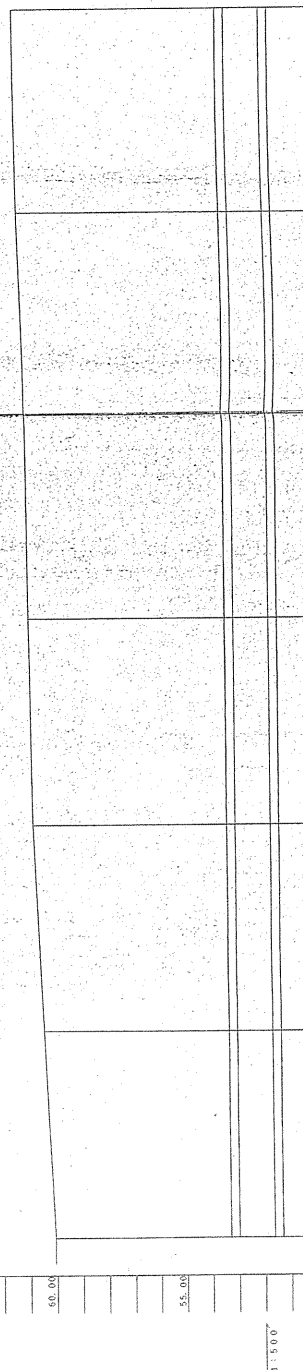
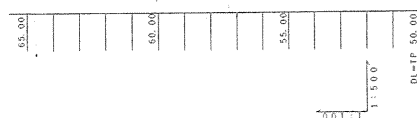
平面图 1:500

管渠断面图

縮尺=1:50



圖面



(本草点)
王健文图影号 10589 TP=65 231 (S62 1.1)

凡例	行政分区界	境界
●	市界	市界
○	町界	町界
□	村界	村界
■	国界	国界
▲	重要道路	重要道路
△	一般道路	一般道路
▽	水路	水路
◇	河川	河川
◇	湖沼	湖沼
◇	山岳	山岳
◇	森林	森林
◇	農地	農地
◇	工業地	工業地
◇	住宅地	住宅地
◇	公共施設	公共施設
◇	その他	その他

[illegible]

64131

図面名 久保川幹線 管渠案内図 (15)

61 粗圖

荒川右岸流域下水道台帳図

図面番号 2038 (久保川幹線)

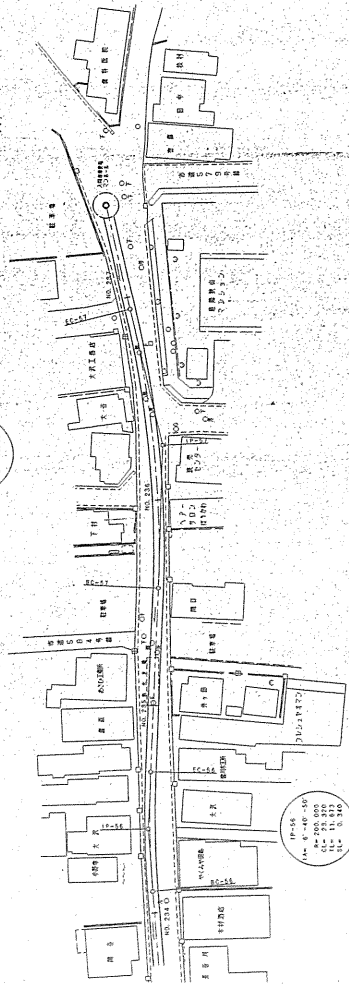
埼玉県

平面図 1:500



荒川市

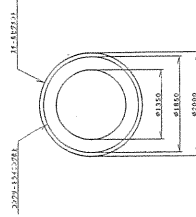
17+37
A=15'-44'-37"
B=15'-44'-37"
C=15'-44'-37"
D=15'-44'-37"
E=15'-44'-37"



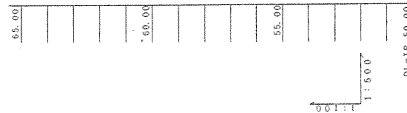
17+56
A=20'-00'-00"
B=20'-00'-00"
C=20'-00'-00"
D=20'-00'-00"
E=20'-00'-00"

管渠断面図

縮尺=1:50



縦断面図



(参考点)
埼玉県建設部第10569号 TP-65.231 (562.1.1)

管渠	管径	管底	管頂	管底	管頂	管底	管頂	管底	管頂
44	150	56.10	57.10	56.10	57.10	56.10	57.10	56.10	57.10
44	150	56.10	57.10	56.10	57.10	56.10	57.10	56.10	57.10
44	150	56.10	57.10	56.10	57.10	56.10	57.10	56.10	57.10
44	150	56.10	57.10	56.10	57.10	56.10	57.10	56.10	57.10
44	150	56.10	57.10	56.10	57.10	56.10	57.10	56.10	57.10
44	150	56.10	57.10	56.10	57.10	56.10	57.10	56.10	57.10
44	150	56.10	57.10	56.10	57.10	56.10	57.10	56.10	57.10
44	150	56.10	57.10	56.10	57.10	56.10	57.10	56.10	57.10
44	150	56.10	57.10	56.10	57.10	56.10	57.10	56.10	57.10
44	150	56.10	57.10	56.10	57.10	56.10	57.10	56.10	57.10

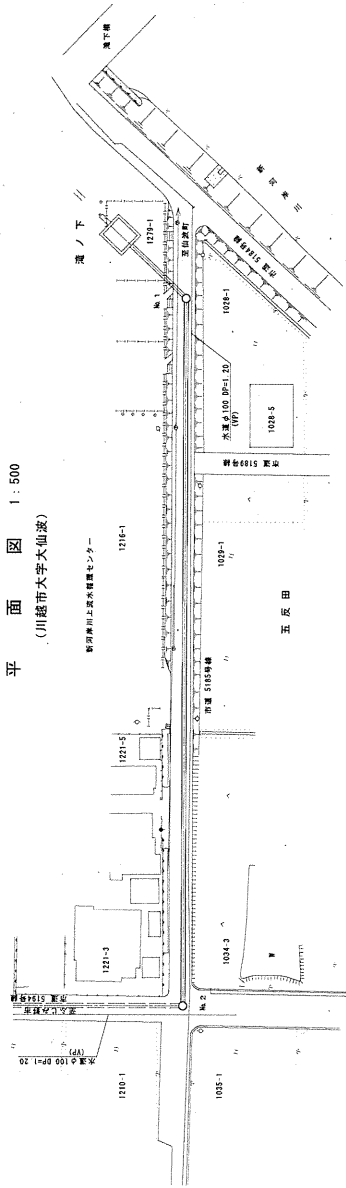
荒川右岸流域下水道台帳図
(流域送水管)

図面番号 流送09

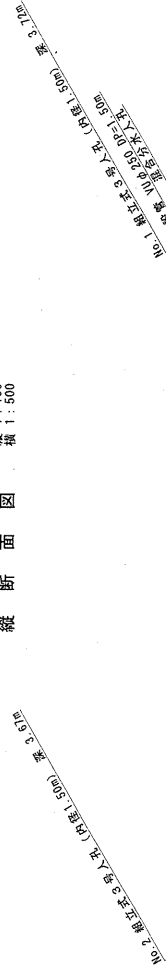
埼玉県

平面図 1:500

(川越市大字大仙渡)



縦断面図 縦1:100 横1:500

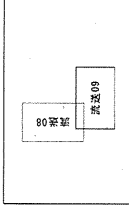


建設工法用既設コンクリート管



管渠断面図

縮尺=1:50



本局としての埼玉県下水道局

点 名	経度 (T.P.)	緯 度
00-224-45	8.325	35.681(1月)
2550	16.859	.
49-16	12.088	.
49-17	12.436	.

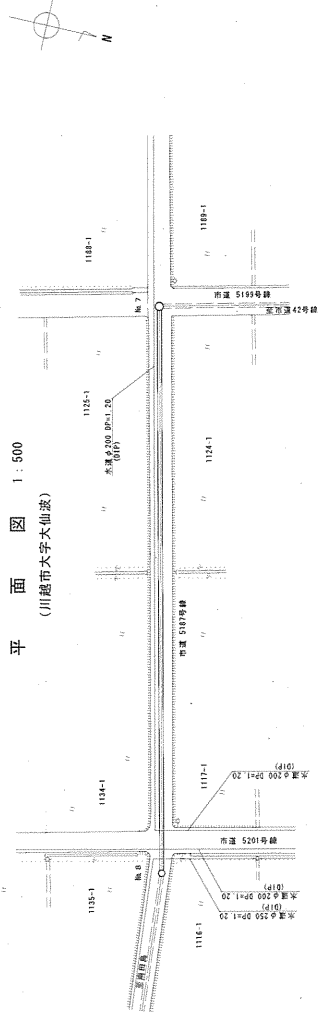
凡 例	行 政 区 界
	県 界
	市 界
	町 界
	村 界
	中 間 マンホール
	接 続 マンホール
	入 入 マンホール
	下 水 の 流 れ 方 向

荒川右岸流域下水道台帳図

図面番号 流送04 (流域送水管)

埼玉県

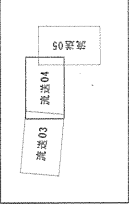
埼玉県



平面図 1:500
(川越市大字大仙波)



縦断面図 縦1:100
横1:500



管渠断面図
縮尺=1:50



基準とした埼玉県下水道点

点	種別 (T/P)	基準日
05-254-46	3.326	平成25年1月1日
86.17	16.659	.
49.16	12.005	.
49.17	12.435	.

凡 例

記号	説明
○	行政境界
□	処理区分界
△	幹線・集線線
◇	中間マンホール
●	接続マンホール
○	流入マンホール
→	下水の流れ方向

管渠種別	4.05	7.24
中心点	0.1	3.44
掘込深	2.00	1.24
管渠断面	400	400
管渠	4.05	7.24

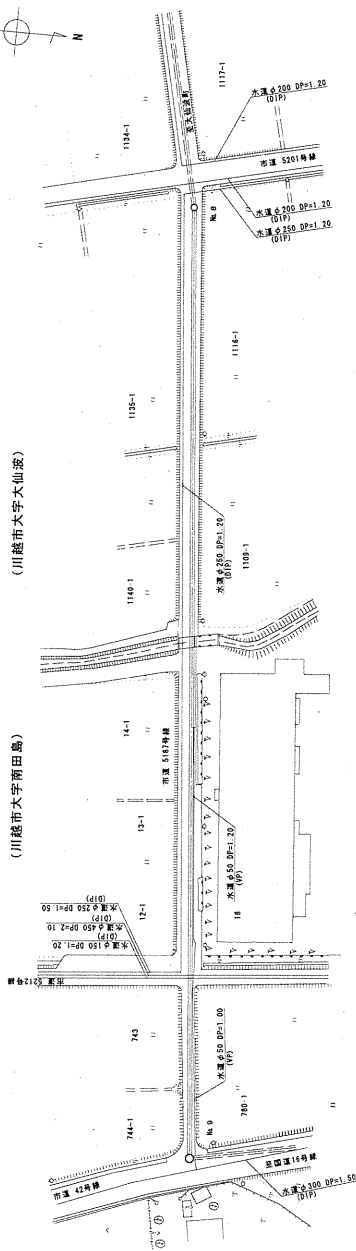
荒川右岸流域下水道台帳図
(流域送水管)

図面番号 流送03

埼玉県

平面図 1:500

(川越市大字南田島) (川越市大字大仙波)



縦断面図 縦 1:100 横 1:500



点 名	標高 (T.P.)	基 準 日
00-254-45	8.326	平成16年1月1日
49-17	16.859	-
49-16	12.988	-
49-17	12.438	-

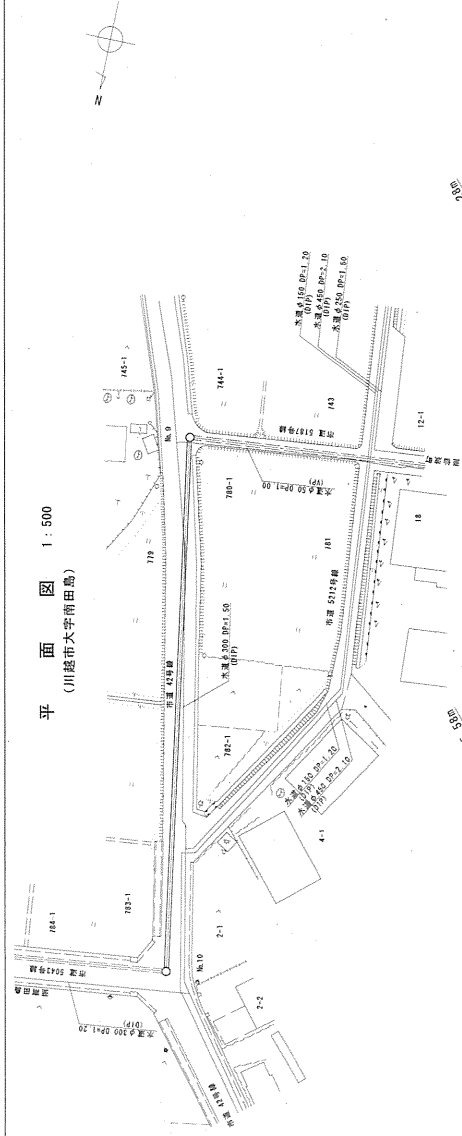
基準とした埼玉県水質点

凡 例
行政境界
処理区分界
幹線・幹線
中間マンホール
接続マンホール
流入マンホール
下水の流れ方向

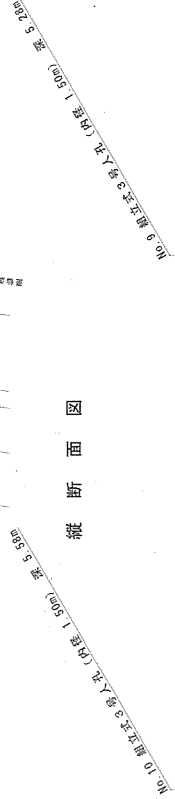
荒川右岸流域下水道台帳図
(流域送水管)

埼玉県

図面番号 流送02



平面図 1:500
(川越市大字南田島)



縦断面図

本図とした地主様住所表

凡	行	配	区	界
10-254-45	8	326	平	648
84-17	16	859		
49-16	12	068		
49-17	12	435		

例

凡	行	配	区	界
10-254-45	8	326	平	648
84-17	16	859		
49-16	12	068		
49-17	12	435		

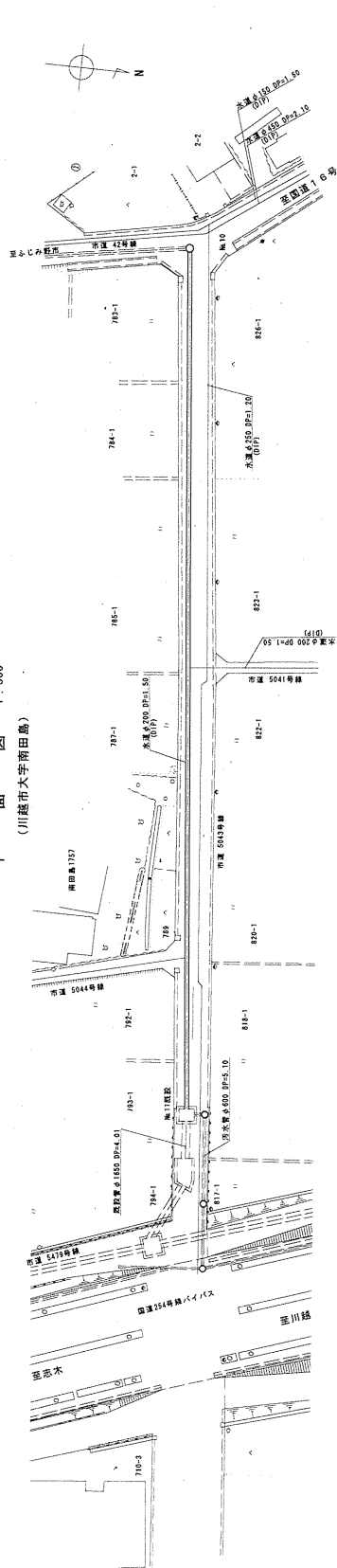
荒川右岸流域下水道台帳図
(流域送水管)

図面番号 流送01

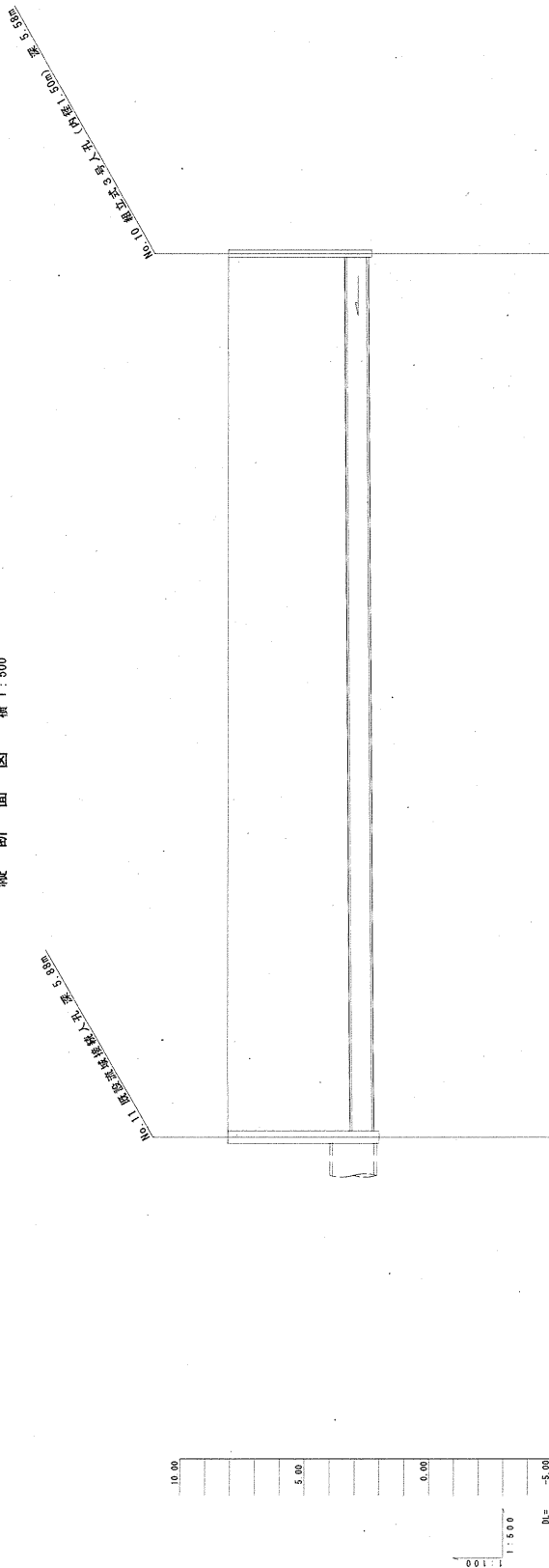
埼玉県

平面図 1:500

(川越市大字南田島)



縦断面図 1:500



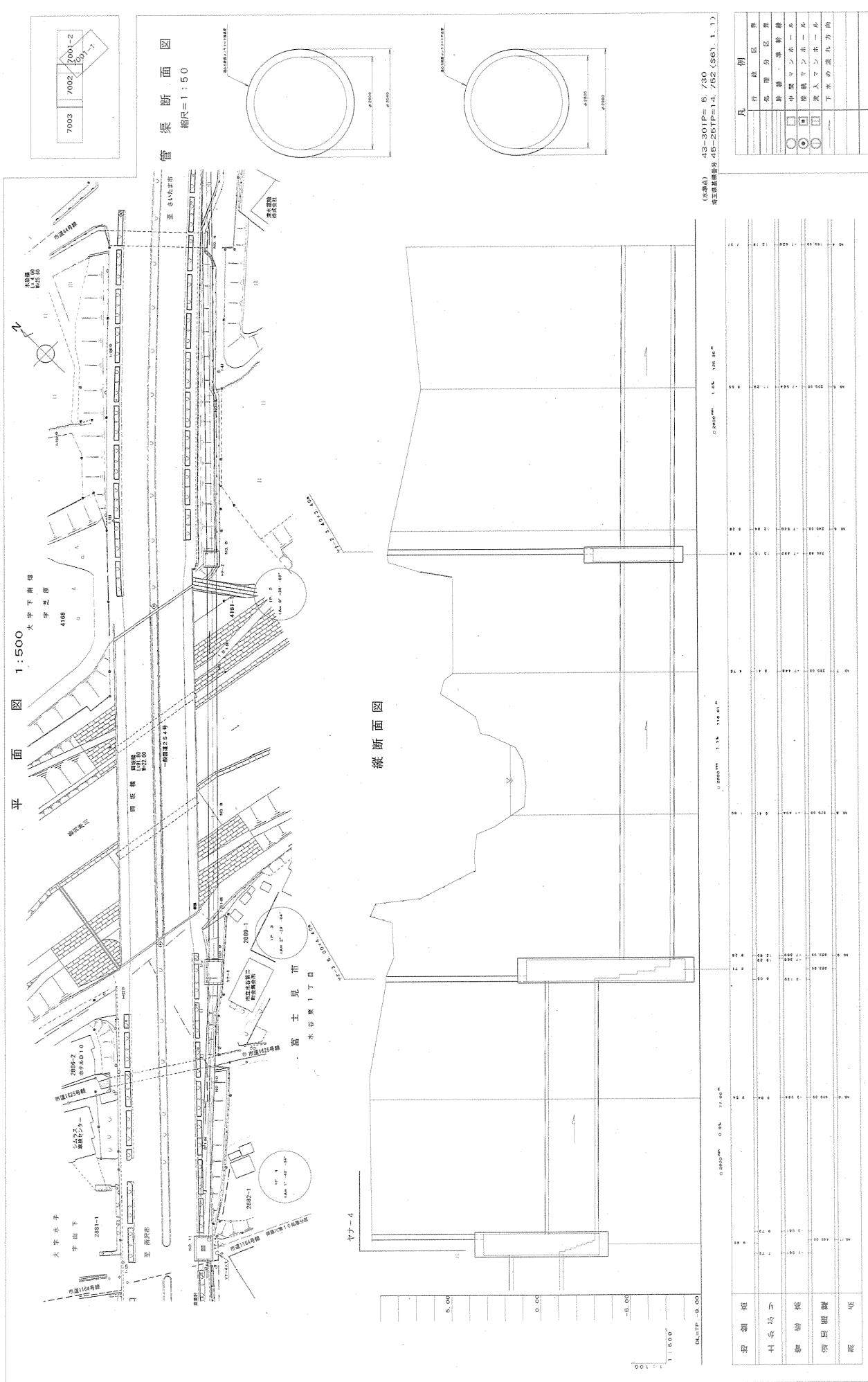
点 名	標高 (T.P.)	基 準 日
03-254-45	8.228	平成18年1月1日
16-17	16.859	-
45-16	12.088	-
45-17	12.458	-

凡 例	行 政 区 界
	市 界
	町 界
	村 界
	中 間 マンホール
	接 続 マンホール
	流 入 マンホール
	下 水 の 流 れ 方 向

図面番号 7002 (柳瀬川幹線)

图面番号 7002

豐玉崎



図面名 柳瀬川幹線
管渠案内図(1)

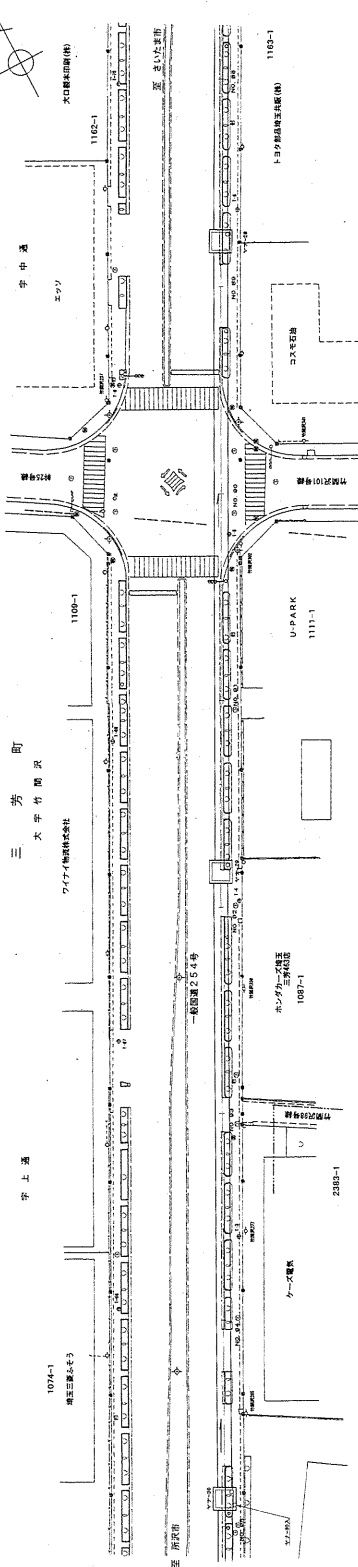
82 粗

荒川右岸流域下水道台帳図

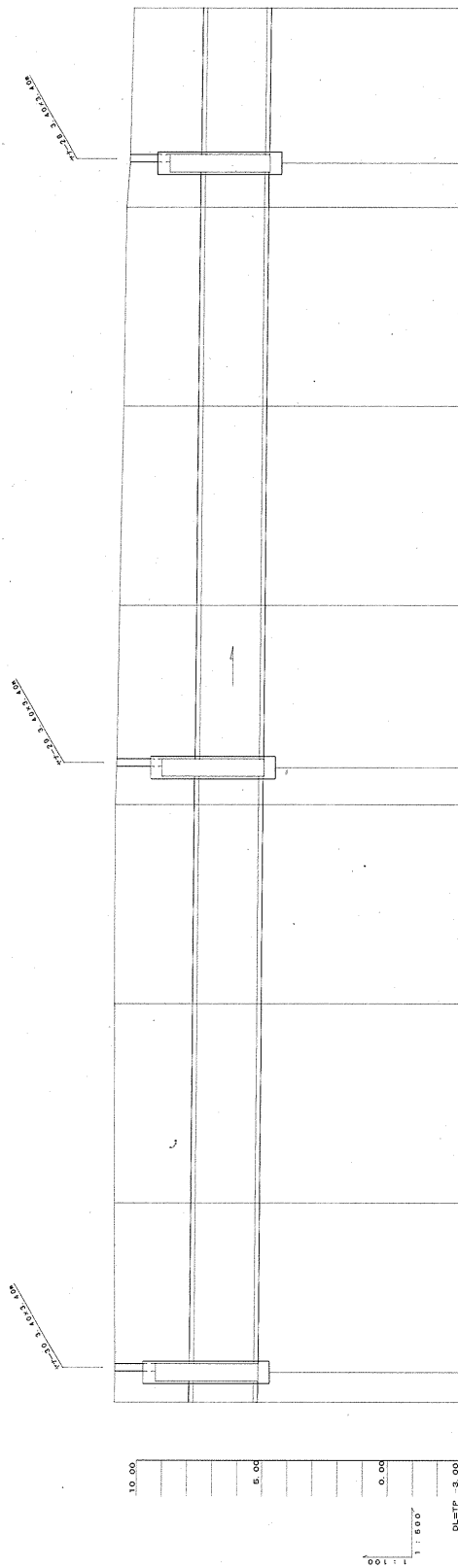
図面番号 7014 (柳瀬川幹線)

埼玉県

平面図 1:500



縦断面図

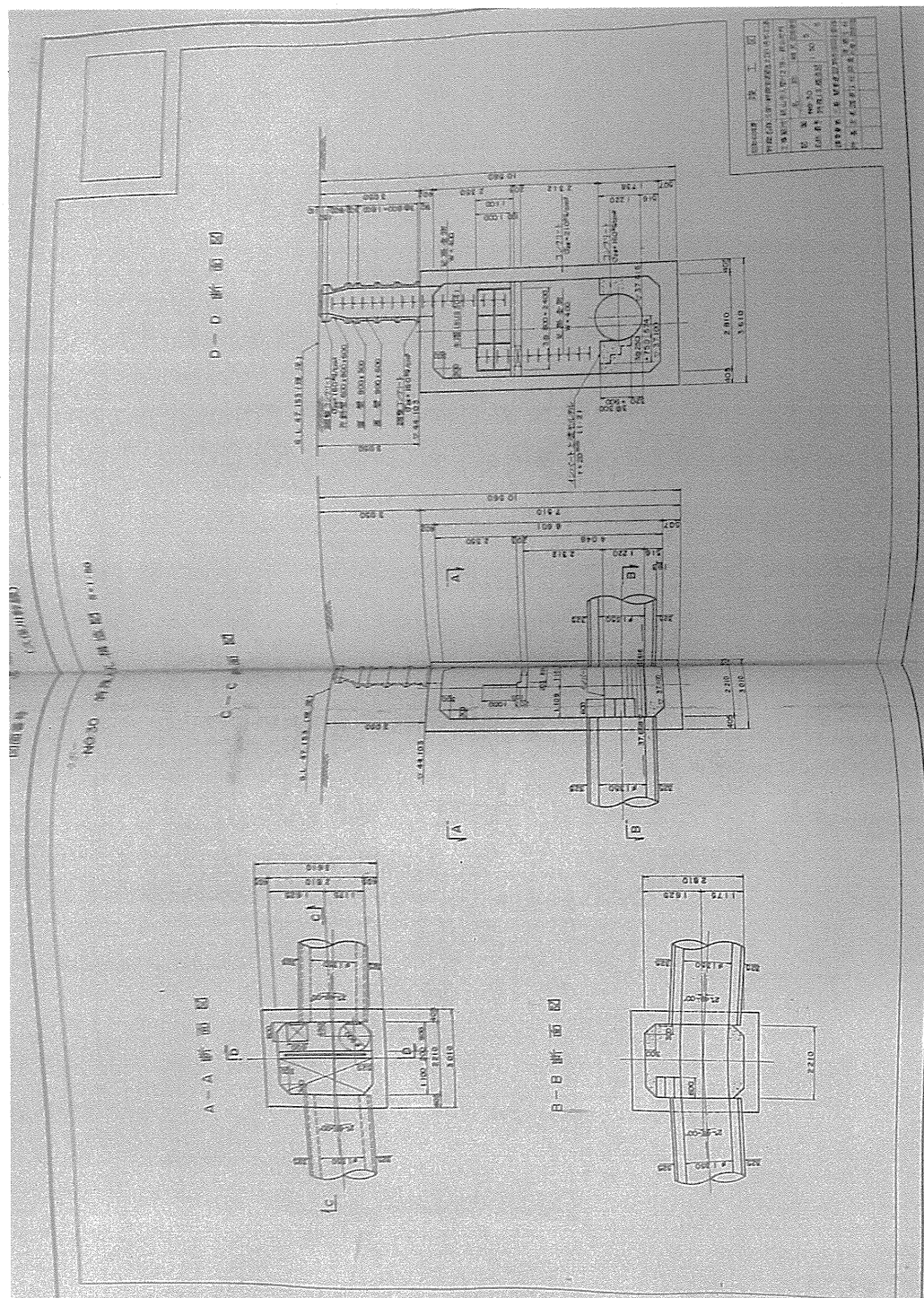


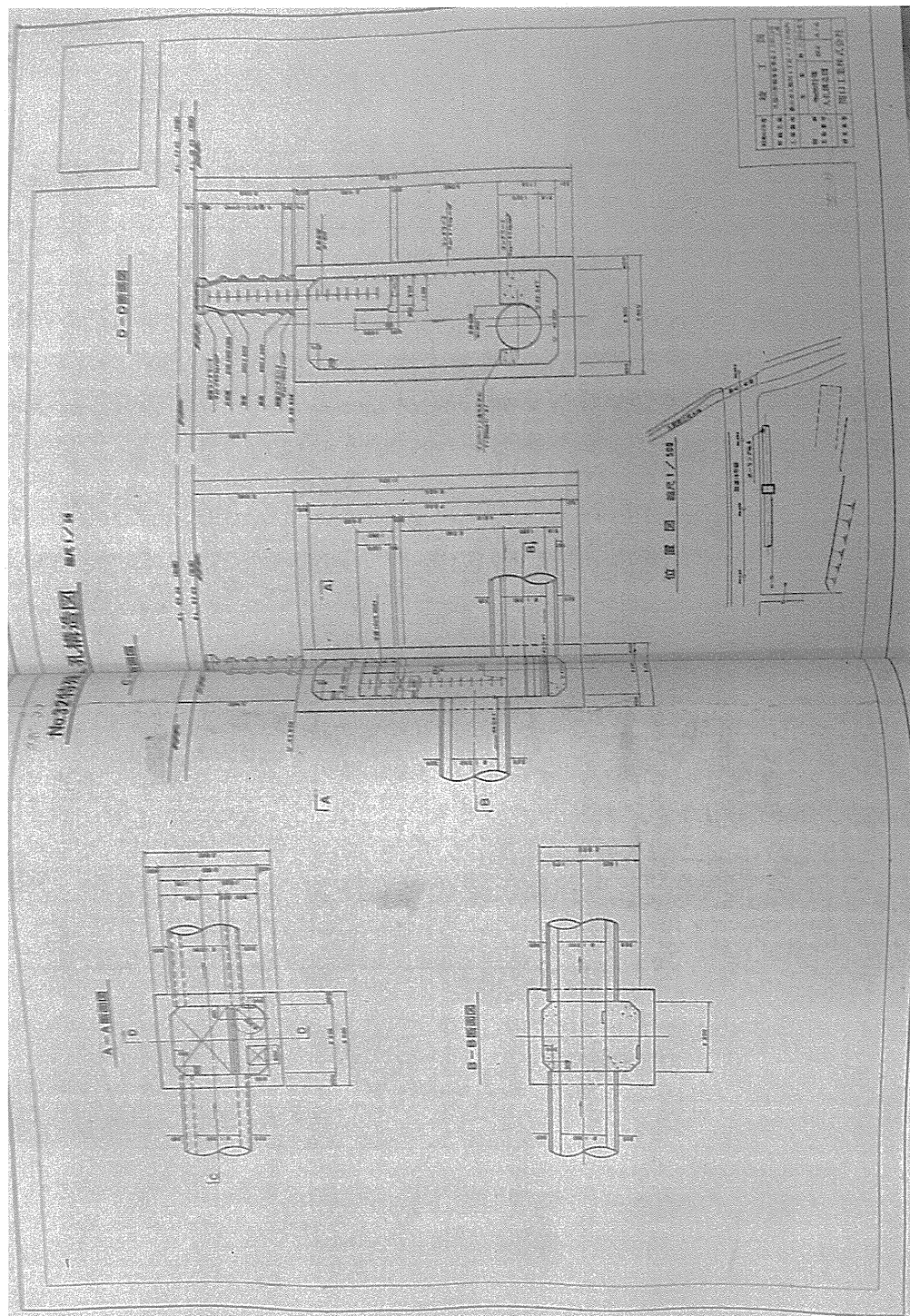
(水準点) 43-30TP= 5.730
埼玉県建設部 45-25TP=14.752 (S61.1.1)

凡例	行政	区界	例
○	幹線	管線	管線
□	中間マンホール	管線	管線
◇	流入マンホール	管線	管線
△	下水の流れる方向	管線	管線

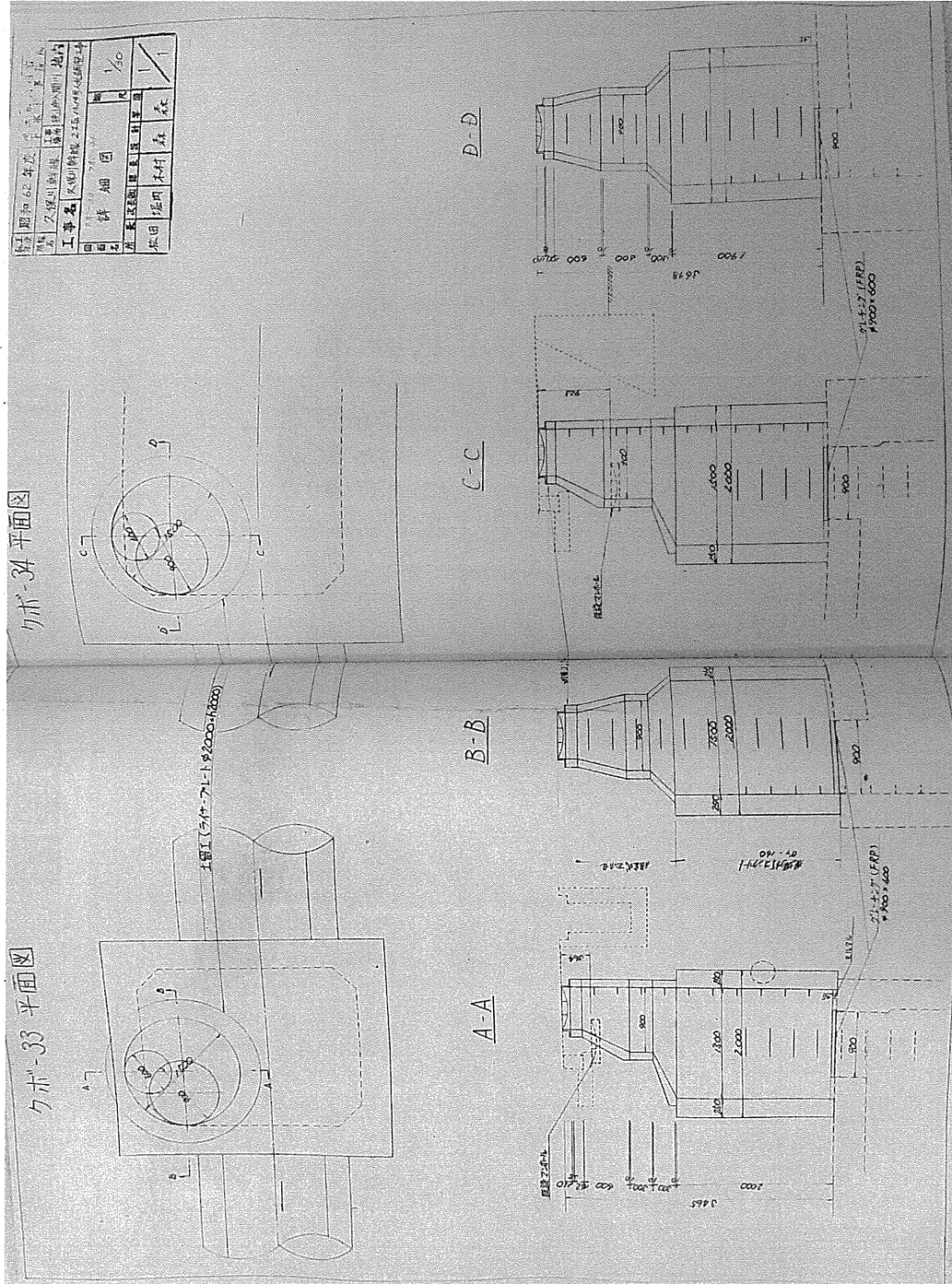
図面名 柳瀬川幹線 管渠案内図 (2)

図番 29





図面名 クボ-33(1) 人孔図 図番 32



図面名 クボ-33 (2) 人孔図 図番 3 3